

滝沢市水道水源保護審議会とは…

滝沢市水源保護条例の規定による事項、その他水道水源の保護に関する事項を調査審議するため、市長の諮問機関として設置されました。

滝沢市の水道水源は、現在のところ良好な水質状況にあり、汚染が懸念されるような差し迫った事態は生じていませんが、この恵まれた水環境は市民共有の財産であり、良好な自然の水循環を現在から将来の世代が享受できるように維持保全し、将来へ引き継ぐことを理念とし、市民・事業者・市が力を合わせて水道水源の保全に努めていくため「滝沢市水道水源保護条例」を制定し、水道水源の保護に取り組んでいきます。

条例の主な特徴としては、  
「地下水採取規制区域を指定して地下水の保全を図る」

「水道水源保護水域を指定し、有害物質を含む水を排出するおそれのある事業活動に対しては水道水源保護協定を締結して水道水源の保全を図る」等があります。



公募委員の方から  
経営審議会について  
ご意見、ご感想を  
いただきました

- ・ 審議会委員の委嘱を受けたことを光栄に感じている。上下水道業に関して学びの機会をいただいた事に大変感謝している。
- ・ 上下水道事業の概要や水道事業ビジョン、事業経営等について説明して頂き、関心を持つようになった。滝沢市民として上下水道事業に協力していきたい。
- ・ 上下水道行政に関心が増した。当市の水と近隣の市の水の飲み比べをしようと思う。